

広島市地域公共交通計画の一部改定について

1 広島市地域公共交通計画（本体）の変更について【別紙 1】

（変更箇所）

広島市地域公共交通計画（本体）について、以下のとおり変更を行うものである。

① 補助対象路線の追加

地域住民の日常生活を維持するため、令和 5、6 年度に、フィーダー化等の実証運行を行った広島バス深川線（29 号線）について、令和 8 年 3 月 11 日から本格運行へ移行したことに伴い、補助対象路線に追加する。（P60・P83）

② 機能強化策の完成時期の修正

交通結節点に係る機能強化策のうち「JR 西広島駅周辺地区交通結節点整備」について、事業計画期間の見直しに伴い、完成予定時期を時点修正する。（P75）

2 広島市地域公共交通計画「別紙」（令和 8 年度計画）の変更について【別紙 2】

（変更箇所）

広島市地域公共交通計画「別紙」（計画期間：令和 8 年度）について、以下のとおり変更を行うものである。なお、これらの変更については、先立って開催された本協議会の陸上交通分科会（書面審議）において承認を得ている（【参考資料】参照）。

① 対象路線の追加（上記 1 の①に同じ）。

地域住民の日常生活を維持するため、令和 5、6 年度に、フィーダー化等の実証運行を行った広島バス深川線（29 号線）について、令和 8 年 3 月 11 日から本格運行へ移行したことに伴い、対象路線に追加する。

② 運行計画の変更（東区戸坂地区乗合タクシー）

週 6 日（月曜日から土曜日まで）運行している東区戸坂地区乗合タクシーについて、令和 8 年 4 月 1 日から、土曜日の運行を廃止することに伴い、計画運行日数及び回数を変更する。